平成２２年（フ）第２０６号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目335番地石嶺市営住宅25―101
債務者　伊江　妙子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第６１５号
宮城県名取市高舘吉田字前沖66番地の４
債務者　長岡　新一
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６１６号
宮城県名取市高舘吉田字前沖66番地の４
債務者　長岡　秀子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６３５号
宮城県多賀城市八幡３丁目４番30―702号
債務者　伊藤　孝
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６５５号
仙台市太白区門前町２番20号　桜田アパート101
債務者　渡辺　圭三
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６５６号
仙台市太白区門前町２番20号　桜田アパート101
債務者　渡辺よし子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６５８号
仙台市青葉区川平３丁目33番４―302号
債務者　芳賀　康
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６６３号
宮城県名取市箱塚１丁目15番10号
債務者　榊原　一貴
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７１５号
仙台市若林区大和町２丁目27番５号　ファミーユＹＡＭＡＴＯ102
債務者　戸梶　良紀
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８５号
宮城県大崎市鹿島台船越字川下18番地２
債務者　高橋　薫
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１９号
宮城県本吉郡南三陸町歌津字田の頭51番地
債務者　高橋　幹
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第２２号
秋田県能代市字大内田24番地
債務者　大山　則男
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第６０号
茨城県筑西市小栗1932番地１
債務者　田谷　雅昭
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２１５号
新潟県五泉市村松甲1944番地２、住民票上の住所新潟県五泉市今泉926番地２
債務者　大鷹　美紀（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３８号
新潟市西区小針７丁目17番31号　グリーンヒル小針202号
債務者　東　均
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４２号
新潟市中央区天神尾１丁目28番９号　さゆり荘４号、前住所新潟市中央区万代５丁目７番２号　ダイアパレスシアース万代南棟410
債務者　ヒノ美容室こと　日野浦恵子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４３号
新潟市江南区諏訪１丁目４番24号、前住所新潟市西蒲区潟頭693番地　エクセル・メゾンＢ104
債務者　吉田　哲也
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
新潟地方裁判所民事部